

(入札の公告)

北海道告示第10584号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和3年4月12日

北海道知事 鈴木 直道

1 入札に付す事項

- (1) 工事の名称及び数量 北海道栽培漁業羽幌センターろ過設備改修工事 一式
- (2) 工事の場所 苫前郡羽幌町
- (3) 工事の期間 この工事は、「フレックス工期制」による工事である。
契約締結日の翌日から令和3年10月30日までの期間内で、落札者が申し出た期間を工期とする。
- (4) 工事の概要 別途閲覧に供する仕様書、図面による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 発注工事に対応する令和2年北海道告示815号に規定する「機械器具設置工事」の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
- (3) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業者又は同法第3条第1項第1号に規定する一般建設業者であること。
- (7) 北海道内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。
- (8) 過去15年間（平成18年度以降）、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請として施工した次の実績を有すること。

ア 発注者 国、地方公共団体、建設業法施行令第44条に規定する公共法人、建設業施行規則第18条に定める法人

イ 種類 北海道における水産種苗生産施設の機械器具設置工事（管工事等と同時に実施したものを含む）に係る新築、改築又は改修工事

ウ 規模 1,000万円以上の工事

なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

- (9) 次の要件を満たす者を工事に専任で配置すること。ただし、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合の技術者の専任は、要しないものとする。

- ア 建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。
- イ 競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。
- (10) 特例監理技術者の配置を行う場合は、次の要件を全て満たしていること。

ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。

イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

ウ 監理技術者補佐は、競争参加資格確認申請書等の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。

エ 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

オ 特例監理技術者が兼務できる工事は留萌振興局管内の工事でなければならない。

カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

- (11) 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

- (12) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（当該基準に該当する者全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。

また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第4条第2項に該当しない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3項に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

(7) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

(7) 一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会設置会社（会社法第2条第1項第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。）の取締役を除く。）及び指名委員会等設置会社における執行役員又は代表執行役をという。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合

(イ) 一方の会社の取締役が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(8)に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(8)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年4月13日（火）から令和3年4月23日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分まで

イ 申請の方法 入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に関係書類を添付して提出しなければならない。

(7) 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

(イ) 類似工事施工実績調書

(ウ) 類似工事施工実績を証する書面

次のaからcのいずれかの書面を添付すること。

a 契約書の写し及び特記仕様書、設計内訳書、設計図など、類似工事施工実績で求めている構造、面積、階数などが確認出来る書面、並びに共同企業体協定書及び共同企業体付属協定書の写し（類似工事实績がJVで受注している場合）

b コリンズ登録の写し（ただし、類似工事实績で求めている項目が

確認出来る場合に限る。)

c 工事実績証明書(ただし、類似施工実績で求められている項目が確認できる場合に限る。)

(I) 特定関係調書

なお、当該調書提出後、入札書提出時までの間において、新たな資本関係又は人的関係が生じた場合は、適宜持参により提出すること。

(オ) 応募要件確認表

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階
北海道水産林務部水産局水産振興課
電話番号：011-204-5468(直通) 内線：28-263

(2) 審査を行ったときは、審査結果を令和3年4月27日(火)までに申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階
北海道水産林務部水産局水産振興課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎11階
水産林務部1号会議室

送付による場合は、北海道水産林務部水産局水産振興課

(2) 入札日時 令和3年5月21日(木) 午前11時00分(送付による場合は、必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

(5) 初度の入札書提出時に工事費内訳書(以下「内訳書」という。)をあらかじめ作成の上、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しとともに、入札書提出時に持参し、提出すること。

なお、内訳書の提出がない場合や内訳書の内容確認をする入札において、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、また、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加できないことになるので注意すること。

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。

ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

(1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第167条の16、財務規則第171条及び第172条の定めるところによる。

9 郵便等による入札の可否

認める。

10 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

なお、1回目の入札で落札者がいない場合は、再度入札をする。

また、再度の入札で落札者がいない場合は、政令第167条の2第1項第8号により随意契約とし、入札参加者のうち、入札価格が最低である入札者から見積書を徴する。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要

13 図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

- (1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

令和3年4月13日（火）から令和3年5月13日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎 11階
北海道水産林務部水産局水産振興課

- (2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

令和3年4月13日（火）から令和3年4月27日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎 11階
北海道水産林務部水産局水産振興課 電話番号：011-204-5468(直通)

- (3) 質問に対する回答は、書面により質問者に回答し、次により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和3年4月13日（火）から令和3年5月13日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで

イ 閲覧場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎 11階
北海道水産林務部水産局水産振興課栽培振興係

14 再苦情の申立て

- (1) 非資格者に対する理由の説明に不服がある者は、回答を受け取った日から7日（日曜日、土曜日及び休日を除く）以内に書面により再苦情の申立てを行うことができる。

なお、書面は持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

- (2) 書面の提出先及び再苦情申し立てに関する手続き等の問い合わせ先は、次の場所とする。
- 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎 11階
北海道水産林務部水産局水産振興課

15 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(4) 予定価格

事後公表とする。

(5) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設定している。

(6) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(7) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道水産林務部水産局水産振興課

イ 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階

ウ 電話番号 電話番号：011-204-5468（直通） 内線：28-263

(8) 前金払

契約金額の4割に相当する額以内を前金払する。

(9) 概算払

概算払はしない。

(10) 中間前金払

契約金額の2割に相当する額以内とする。

なお、本事項及び(11)の事項については、契約締結時にいずれかを選択の上、契約書を作成するものとし、契約締結後の変更は認めない。

(11) 部分払

部分払を1回行う。ただし、軽微な設計変更に伴い生じた新工種に係る出来形部分等に対応する請負代金相当額は、当該設計変更に伴う請負代金額の変更が確定するまでの間は部分払額の算出基礎に算入しない。

(12) 郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は、開札日時に開札場所にいない限り、再度入札に参加することができない。

(13) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(14) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(15) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(16) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(17) 「1 入札に付す事項」の説明

この工事は、フレックス工期制による工事のため、次のことに留意してください。

ア 落札者は、契約までの間に「様式1」により実工期の申出をしてください。

イ 受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とします。

ウ 前払金を請求できる時期は、契約書で定めた工期内となります。

エ 契約日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は北海道の責任において行います。

オ 契約日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはなりません。

カ 契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しません。

(18) その他

この公告のほか、建設工事競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。